

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成28年8月10日(水)午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(16人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 3番 千田 甚治 委員 4番 山地 康弘 委員

5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員

9番 難波 福治 委員 10番 難波 朋裕 委員 11番 原田 龍五 委員

12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員 14番 黒岡 勝美 委員

15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(2人)

2番 柿本 太志 委員 8番 安田 公彦 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 中桐 敏憲 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 7 号 倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

議案第 8 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号における農地の権利取得面積（別段面積）の設定について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農用地利用配分計画について

報告第 6 号 農地法第 4 条の規定による届出の取り止めについて

報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 前田 一郎 主任 日下部 啓司 主任 中村 英樹

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」	<p>ただ今から、平成28年8月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(16)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(13)番(難波 克巳)委員と(14)番(黒岡 勝美)委員をお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の前田主幹と中村主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて7件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から7番について調査票をもとに説明】</p> <p>今回申請のありました1番から7番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>また、各地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁7番までの計7件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁7番までの計7件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に3件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から3番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました、3件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p>

<p>議 長</p>	<p>また、この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番から3番までの計3件は、別添調査票のとおり、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、3頁1番から3番までの計3件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から7頁にかけて21件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番についてですが、申請人から事情聴取を行うため保留となっていた案件でございます。今回、地区協議会で申請人から事情聴取を行う予定でしたが、本人が来られませんでした。そこで、事務局から別途事情聴取を行った上で来月の地区協議会で審議することとなったため、今回は保留とのことでした。</p> <p>8番についてですが、平成28年7月28日付けで、取り下げとなっております。</p> <p>その他の19件についてですが、許可基準からみた検討状況は、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p>

	<p>また、この19件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番から7頁21番までの計21件の内、1番は保留、8番は取り下げ、残り19件は、別添調査票のとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、4頁1番から7頁21番までの計21件の内、1番は保留、8番は取り下げ、30a以下の2番から7番、9番から18番、20番と21番は、許可と決定いたします。なお、30aを超える19番につきましては、岡山県農業会議に意見聴取を行った後、許可と決定することとします。</p> <p>次に、8頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本でございます。それではご説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、8頁に1件の申請がありました。</p> <p>前回から保留の案件ですが、議案のとおり平成28年7月12日付けで許可申請の取り下げ書が賃貸人より提出されました。また、34頁の報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」の7番にございますとおり、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知が提出されておりますので、ご報告させていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」は、8頁1番は、取り下げとのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありません</p>

各委員	か。
議 長	<p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしということですから，議案第4号は，8頁1番は，取り下げとします。次に，9頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります，中桐委員さんに関係する案件がありますので，農業委員会等に関する法律第24条により，議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p>
議 長	<p>(中桐委員 退席)</p> <p>それでは，事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが，9頁から12頁にかけて34件の計画が，倉敷市農林水産課に提出され，農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は，賃貸借17件，使用貸借16件，所有権移転1件です。</p> <p>また，所有権移転の案件を除き，利用期間の更新は11件で，更新切れを含む新規は22件です。</p> <p>面積は，農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて59,312㎡です。</p> <p>今回，利用権設定を受ける借り手につきましては，農地利用集積円滑化団体によるものが8件，農地所有適格法人によるものが2件，その他は個人です。</p> <p>また，借り手は耕作面積の下限を満たしており，農業専従者は，1人以上確保され，必要な農機具も所有しており，書類上の不備はありませんでした。</p> <p>次に12頁31番の所有権移転について説明させていただきます。</p> <p>本件は農地中間管理機構による農地売買等事業による所有権移転です。</p> <p>この農地売買等事業は，農地中間管理機構が離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れて，規模拡大による経営の安定を図ろうとする担い手農家へ農地の売渡</p>

	<p>しや貸付けを行います。</p> <p>前月の議案で農地中間管理機構への所有権移転について承認をいただきましたが、今回は農地中間管理機構から担い手農家へ売渡しを行うものです。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、34件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は9頁1番から12頁34番までの計34件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、9頁1番から12頁34番までの計34件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、中桐委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(中桐委員 入室)</p>
議 長	<p>中桐委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、13頁をお開きください。議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。ご説明いたします。</p> <p>議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、13頁に</p>

<p>議 長</p>	<p>1 件の申請がございました。</p> <p>当初許可では、幼稚園用地となっていましたが、幼稚園の計画が変更となり、申請地を小学校のグラウンドとして用途変更するために事業計画変更承認申請が提出されました。</p> <p>このことについて倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第 6 号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、1 3 頁 1 番は、承認ということですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですので、議案第 6 号は、1 3 頁 1 番は承認といたします。</p> <p>次に、1 4 頁をお開きください。</p> <p>議案第 7 号「倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>平成 2 8 年 7 月 1 1 日付(農第 700 号)で倉敷市長から倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められています。</p> <p>市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。</p> <p>これらについて、各地区協議会でご審議いただきましたが、2 1 頁の回答案のとおり回答することで承認とのことでした。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、「倉敷農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」は、2 1 頁の回答案のとおり回答してよろしいかとのことですが、ご異議・ご</p>

各委員	意見はございませんか。
議 長	<p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしとのことですので、議案第7号は承認されました。</p> <p>次に、22頁をお開きください。</p> <p>議案第8号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段面積)の設定について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第8号「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定について」でございますが、農地の権利取得面積(別段の面積)とは下限面積のことでございます。</p> <p>平成21年12月施行の農地法改正により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令の定めによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになり、倉敷市でも平成23年に「2010年農林業センサス」により市内一部区域において下限面積を引き下げております。</p> <p>また、「農地法関係事務に係る処理基準について」により、農業委員会が別段の面積を定めようとする場合は、「農林業センサス」の調査結果等を活用することとなっています。</p> <p>このため今年度の下限面積(別段の面積)の設定について見直しを行いましたので、次のとおり提案いたします。本日お配りしております資料をご覧ください。真備地区内につきましては、真備地区協議会でご検討いただき、変更させていただいております。</p> <p>見直しの結果、22頁の区域について、農地法施行規則(以下「則」という。)第17条第1項を適用し、現行の下限面積(別段の面積)を設定案のとおり引き下げを行い、その他の区域は従前のままとする。</p> <p>なお、則第17条第2項の適用は行わないことといたしました。</p> <p>理由として、2015年農林業センサスで、当該区域について、40a未満また</p>

は30a未満の農家が全農家数の4割を超えたため、下限面積の引き下げを行い、また、倉敷市管内の農地の遊休農地の割合は低い現状であるため、則第17条第2項は適用しないこととしました。

各地区協議会でご審議いただきましたが、22頁の設定案に記載の区域について、10a下限面積を引き下げ、その他の区域については従前のままと決定し、適用は農地部会終了後、速やかに告示し、告示日をもって適用すべきとのご意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明では、「農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積(別段面積)の設定について」は、変更案のとおり設定することのようですが、ご異議・ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしとのことですので、議案第8号は承認されました。

以上で審議案件は終了いたしました。

次に24頁をお開きください。

ここからは報告案件です。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

27頁をお開きください。

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

28頁をお開きください。

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

34頁をお開きください。

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

35頁をお開きください。

報告第5号 農用地利用配分計画について

36頁をお開きください。

報告第6号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて

<p>事務局 中村主任</p>	<p>37頁をお開きください。</p> <p>報告第7号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて一括して事務局に説明をお願いします。</p> <p>24頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、24頁から26頁にかけて18件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に27頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、27頁に7件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に28頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、28頁から33頁にかけて42件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に34頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが34頁に7件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に35頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが、35頁に3件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成28年6月1日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手との使用貸借権が設定されたものです。</p> <p>次に36頁をお開きください。</p>
---------------------	---

<p>議 長</p>	<p>報告第6号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、36頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に37頁をお開きください。</p> <p>報告第7号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、37頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
<p>事務局 池原次長</p>	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第7号については、すべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成28年9月7日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なお審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時30分)</p>

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成28年8月10日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員